

意見募集案件	北広島市手数料徴収条例の一部改正について
担当課	市民環境部市民課 電話 011-372-3311 内 656

意見募集期間	平成 27 年 7 月 15 日(水)から 平成 27 年 8 月 14 日(金)まで															
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(市民課)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 7 月 15 日号(概要のみ)															
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)															
	市民環境部市民課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-2380 電子メールアドレス: koseki@city.kitahiroshima.hokkaido.jp															
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 27 年 9 月上旬頃公表予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。															
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>平成 27 年 10 月から「通知カード」、平成 28 年 1 月から「個人番号カード」の交付が開始され、交付に伴い、カードの紛失等による再交付が考えられることから、再交付手数料を設定します。また、「個人番号カード」交付開始に伴い「住民基本台帳カード」の交付及び再交付が平成 27 年 12 月 31 日をもって終了となるため、「住民基本台帳カード」に係る記載を削除します。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>手数料徴収条例に追加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th> <th>単 位</th> <th>金 額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通知カードの再交付</td> <td>1 枚につき</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>個人番号カードの再交付</td> <td>1 枚につき</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table> <p>手数料徴収条例から削除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th> <th>単 位</th> <th>金 額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民基本台帳カードの交 付及び再交付</td> <td>1 枚につき</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その案の根拠となる法令等</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」</p>	手数料の種類	単 位	金 額(円)	通知カードの再交付	1 枚につき	500	個人番号カードの再交付	1 枚につき	800	手数料の種類	単 位	金 額(円)	住民基本台帳カードの交 付及び再交付	1 枚につき	500
手数料の種類	単 位	金 額(円)														
通知カードの再交付	1 枚につき	500														
個人番号カードの再交付	1 枚につき	800														
手数料の種類	単 位	金 額(円)														
住民基本台帳カードの交 付及び再交付	1 枚につき	500														

- (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)
「通知カード」「個人番号カード」の再交付の際に手数料がかかります。
- (5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報)

自治体名	徴収の有無	手数料の金額
石狩市	徴収する	通知カード 500 円 個人番号カード 800 円
恵庭市	徴収する	同 上
千歳市	徴収する	同 上
江別市	徴収する	同 上

対象となる政策等
の原案

別紙「北広島市手数料徴収条例の一部改正について」のとおり

その他

今後のスケジュールについて

日 程	今 後 の 日 程
平成 27 年 7 月 15 日 ～ 8 月 14 日	パブリックコメントの実施
平成 27 年 8 月 下旬	パブリックコメント検討結果の公表
平成 27 年 8 月 28 日	平成27年第3回(9月)定例会に提案
平成 27 年 10 月 5 日	マイナンバー法が施行 条例の施行及び通知カードの再交付手数料を 適用
平成 27 年 12 月 31 日	住民基本台帳カードの交付 及び再交付手数料を廃止
平成 28 年 1 月 1 日	個人番号カードの再交付手数料を適用